

メンタルヘルス対策の充実・強化

- ❖ 労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師又は保健師による検査（ストレスチェック）の実施を事業者に義務づける。ただし、従業員 50 人未満の事業場については当分の間努力義務とする。
- ❖ 事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

【 ストレスチェック制度の概要 】

